

青春ポップス合唱団の決まり

青春ポップス合唱団は、NPO法人音楽で日本の笑顔
の結成・運営支援を受けて活動している自主サークルです

主な活動内容

■青春ポップス合唱団は、政治や宗教、営利を目的とした活動は行いません。そのため、これに関わる勧誘行為は禁止します。又、音楽教室やカルチャースクールではありませんので、団員は、音楽的技術向上だけのためやサービス享受を目的に参加してはいけません。住民による住民のための自主サークル（任意団体）です。「みんなで協力して、みんなで楽しむ、みんなの合唱団」です。

1. ■月2回のペースで行います。（代替会場での活動又は、中止の場合有り）原則的に午前は10時00分～11時30分、午後は13時00分～14時30分を活動時間と定め、開始10分前集合の終了後10分以内解散が目安です。
2. ■活動中の録音及び撮影は禁止します。その他、合唱団のきまりに違反する団員は、その内容に応じて、注意後も違反が改善されない場合及び特に違反の内容が著しい場合は即時に退会を命じます。

会費・その他納入金

1. ■月の会費は前納制です。合唱団の活動費及び運営費として、月会費を徴収します。月1回目の活動日に会費袋を返却しますので（各自で検印等の確認をしましょう）、前月の最終活動日（会計作業の簡素化のためになるべく徴収日を統一して下さい）に釣り銭のないように納めて下さい。
2. ■月会費は、活動の出席回数に関係なく定額です。休会、長期欠席、又は月全休の場合でも在籍している限り必要になりますので、予めご了承下さい。（合唱団の定員数を守るために在籍の有無を明確にして下さい）
3. ■原則として月会費及び入会金を始め、イベント参加費等すべての納入金の返金並びに会費及びイベント参加資格の譲渡はできませんので、予めご了承下さい。
4. ■活動中に使用する曲集や希望者の練習用伴奏CD、その他教材等がある場合は、全て実費徴収になります。

休会・退会

1. ■休会及び退会は書面手続きが必要です。休会（最長6ヶ月）の場合は休会中の月会費の半額（1,500円×休会月数）を添えて、必ず休会したい月の前月までに申し出て下さい。また、退会の場合は必ず退会したい月の月末までに申し出て下さい。やむを得ない場合は電話連絡して下さい。（例：5月末退会の場合は、5月31日までに申し出て下さい）会費未納による退会、及び退会時の状況により再入会をお断りする場合がございます。

欠席・活動中止

1. ■欠席や遅刻の電話連絡は不要です。連続欠席や長期欠席の場合は申し出て下さい。
2. ■欠席や遅刻による連絡事項や配布物、回収物の漏れがないように団員間の連絡や伝達を心がけ、友人による代理受取や代理提出を依頼するようにしましょう。原則として、再配布や再案内は行えませんので、各自注意を心がけましょう。
3. ■活動開始の3時間前の時点で、気象警報発令の場合や積雪の場合、中止の措置を取ります。但し、気象を始めとする非常事態は、著しい地域差や時差があり、交通機関の乱れや避難を要する様々な異変等があるので、安全を第一に行動して下さい。尚、中止の個別連絡は行いませんので、予めご了承下さい。

啓発活動

1. ■発表会やコンサート、テレビ、ラジオ出演を始め、親睦会や交流会、イベント参加などによる合唱団の活動を市民に広く案内、報告する事を目的に、様々な啓発活動を企画しております。参加費が必要な場合は、参加者のみの徴収になります。合唱団ごとの出演の場合は、その一員である自覚と責任をもって、活動主旨と目的を認識して、できるだけ参加に努めましょう。
2. ■この活動の魅力と目的を広く多くの地域市民の皆様へ伝えるために啓発活動に努めています。活動中の皆様の写真や映像をテレビ番組やホームページ、広報紙等で紹介する場合がございますので、予めご了承の上、ご理解とご協力をお願い致します。
3. ■啓発活動の一環として合唱団若しくは団員として地域貢献活動・地域参画活動を行うことができます。ただし、その場合には政治・宗教・営利に関わることはできません。また合唱団としての活動には原則として所属団員以外の参加はできませんので、団員以外の方と参加を希望される場合は合唱団に事前に申し出て行ってください。